

殿

要 望 書



一般社団法人  
富山県建設業協会

# 要 望 書

建設産業は、長年にわたる公共投資の抑制によりすっかり疲弊していたが、昨年からの政府の新しい経済対策による公共事業の増大や公共工事設計労務単価の引き上げなどにより、久しぶりに明るい兆しが見られます。また昨年12月には、国土強靱化基本法が成立し基本計画が策定されるなど、強くしなやかな国土づくりに向けた取組みが進められており、我々建設産業に対する期待がより高まりつつあります。

しかしながら、労務・資機材の高騰や下請価格の上昇などにより利益なき繁忙との声も一部において聞かれるほか、若年者の入職が特に少ないことから将来の担い手の大幅な不足が懸念されます。

このような中、今年5月29日に公共工事の品質確保の促進やその担い手の確保・育成などを目的として、品確法や建設業法、入契法が改正されました。

改正品確法では、発注者の責務として建設企業が適正な利潤を確保することができるよう予定価格を適正に定めることなど、受注者の責務として技術力の向上や技術者の確保・育成などが明記されました。我々建設企業としては、改正された法令の主旨などを踏まえ、今後も地域の発展に資する社会資本の整備、地域の安全安心の確保など、建設業が担う役割をしっかりと果たしていかなければならないと考えております。

つきましては、次の事項について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年12月8日

一般社団法人富山県建設業協会  
会 長 近 藤 駿 明

## 1 公共事業予算の確保について

経済の活性化や防災・減災対策、太平洋側の代替交通機能の確保など、真に必要な社会資本整備を計画的に推進するには、安定的・継続的に予算を確保することが不可欠である。

については、公共投資額が盛り込まれた中長期の県土保全ビジョンを明示するとともに、県の平成27年度公共事業予算が今年度予算を大きく上回るようお願いしたい。

## 2 改正された品確法や建設業法、入契法の浸透について

品確法や建設業法、入契法が改正されたが、このうち品確法では、発注者の責務として市場の実態などを的確に反映した積算による適正な予定価格の設定、適切な工期設定、設計変更に伴う請負代金や工期の適切な変更が明記されるなど、我々業界が長年にわたり要望してきたことが実現する環境が整ったところである。

この改正により、市場価格に近い工事の発注、工期に余裕のない工事の解消、建築工事に見られる設計数量と施工数量の齟齬によるサービス工事の減少などが期待される。

については、改正された3法の主旨が十分理解され遵守されるよう市町村に対する浸透や適切な指導をお願いしたい。

### 3 担い手の確保・育成について

公共工事の品質を確保するには、その担い手の確保・育成が重要である。しかしながら、人材の確保は難しく、特に若年者の入職が極めて少ないことから技術・技能の継承も大変危惧されている。

このため協会では、これまでも高校生のインターンシップ事業を始め、建設業のイメージアップを図るテレビCM放送やポスターの作成など、様々な取り組みを行ってきており、今年度は新たにDVDの作成や親子現場見学会の開催などにも取り組んでいるが、入職にあまり結びついておらず、業界だけの取り組みでは効果に限界がある。

については、県においても入職促進、特に若年者に向けた戦略的な広報活動などの推進をお願いしたい。

### 4 入札契約制度改革について

#### (1) 地域に貢献する技術力・経営力のある建設企業に配慮した入札・契約制度の確立

災害対応や除雪、修繕など、地域社会を維持する事業については、地域に貢献する技術力・経営力のある建設企業に委ねることが適切かつ効率的である。

については、土木センター管内での発注金額を引き上げるとともに、工事規模、工事内容などに応じた更なるきめ細かな設定をお願いしたい。

また、同種工事における工事实績の有効年数の延長もお願いしたい。

## (2) 低入札対策の強化

工事実績を確保するためのダンピング受注などが依然として発生している。行き過ぎたダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底など、工事の品質や技能労働者の就労環境に多大な悪影響を与えるだけでなく、公正な取引秩序を歪め建設業の健全な発展を阻害する。

については、低入札調査対象工事に対する指導監督の強化はもとより、低入札調査基準価格や失格基準の更なる見直しなど、ダンピング受注の抑制に効果のある対策の推進をお願いしたい。

## 5 工事発注の平準化について

建設業界は、年間を通した発注の平準化が図られれば増加した公共工事などに十分対応可能であるが、発注時期に偏りがあることから人材や資機材が一時的に不足し入札を見送らざるを得ない場合がある。

改正品確法では、発注者の責務として工事の計画的な発注などが明記されたところでもある。

については、他発注機関を含む各企業の手持ち工事の状況や資機材供給の実態を十分踏まえた年間を通した発注の平準化、特に、繰越制度や債務負担行為の活用による気候のよい第1四半期の施工量の増大、農業基盤の工事における稲作期間中の施工などをお願いしたい。